



# 「国際標準記録史料記述(一般原則)」適用の試み

— 行政文書の場合 —

森 本 祥 子

史料館研究紀要 第二九号 (一九九八年)

## 1 はじめに

「国際標準記録史料記述(一般原則)」<sup>1)</sup>についての議論は、ISAD(G)というその略称と共に、少しずつ定着してきた。目録記述に関する議論が盛んになり、類縁機関における「標準化」の情報も流れてき、さらにコンピュータ、なかんずくそのネットワークの可能性が身近となり、標準化ということがかなり現実的な課題となってきたために、ISAD(G)への関心も高まったものと考えられる。しかし、その理解については、いくぶん混乱もあるようである。

ISAD(G)が標準化しようと提示しているのは、基本的に記述の要素にすぎない。各所で様々に行われている史料の記述ということ、その際に採取するデータの項目を統一することで、機関や国の枠を超えた情報交換を実現しようというものである。いっぽう、記述の前段階として対象史料の編成という作業がある。史料群の内部構造を分析するのが編成の重要な部分であるが、そのときに内在する階層性に注目し、その再現を重視するという方法が現在では広く行われている。ISAD(G)において「多元レベル(マルチ・レベル)での記述」を特記し、付録として階層構造モデルを示しているのは、記述にさきだつて階層構造に基づいた編成を行っておくことを共通理解として確認するためである。

現在は、この二者がいくぶん混同されているようである。というのも、ISAD(G)は階層構造を表現するためのもの、という理解をときに耳にするからである。しかし上記のごとく、階層構造の分析は記述の前提なのであって、

四三〇

ISAD (G) にのっとして記述すれば階層性が表現できるというわけではない。この点を明確に意識しておくことは、今後議論を深めていくためには、不可欠である。

さて、筆者は、昨年ISAD (G) にのっとして諸家文書の記述実験を試み、本誌28号で報告した<sup>2)</sup>。そこでは、ISAD (G) が主として現代の行政文書を対象とした研究蓄積に基づいてまとめられたものであることから、行政文書へは容易に適用できるだろうと考え、あえて諸家文書への適用実験を行った。標準であるからには、諸家文書へも行政文書と同様に適用できてしかるべきと考えたからであり、その可能性について確かめるためであった。

しかし、そうした意図はそれとして、イレギュラーなものが多い諸家文書を用いての実験では、ISAD (G) を用いた記述の一般的な形を提示することができず、昨年の時点でそれほどの蓄積のなかったISAD (G) 適用の実例のひとつとして議論の素材とするには、必ずしも適切ではなかった。そこで、ISAD (G) を十分に検討するためには、典型的な形を提示することが必要であると考え、前回の実験以来課題のひとつとして残されていた、行政文書を使用しての実験を行うことにした。本稿ではその実験結果としての記述例を提示するとともに、冒頭で述べたようなISAD (G) 適用の前提となる編成に関わる問題、すなわち行政文書の階層構造把握およびその表現についても検討したい。

なお、前回の実験においては、パーソナルコンピュータでどこまで対応できるかという問題にも関心を持ったが、今回は電算化の問題を切り離し、あくまで理論としての検索システムの問題にしぼることとした。この点については後段で触れる。

## 2 行政文書の保存に関する先行研究

実験に入る前に、行政文書の保存・管理についてのこれまでの研究成果を簡単に整理しておきたい。行政文書の収集という、いわば公文書館/文書館にと

って業務の初めの一步となる問題についての研究が最近充実しているが<sup>3)</sup>、ここでは本稿の関心事である編成・記述にしばって整理したい。

従来の行政文書の編成・記述についての研究は、全体として自館の事例の紹介が中心であるが、1980年前後を境に、それぞれの機関でよりどころとする考え方が変化してきたと考えられる。すなわち、事項分類をすべきという発想から、作成部課別整理への転換である。前者は、原由美子氏も埼玉県の例を紹介しているように<sup>4)</sup>、明治初期における全国的な文書保存規則の影響があったものと考えられるが、さらにさかのほれば、江戸時代の伝統をひくものと言えるだろう。しかし一方で、現場で行政文書を実際に整理している立場からはその限界がすでに指摘されていた。早くは、北海道における実践に基づく鈴江英一氏の発言であろう<sup>5)</sup>。そこで指摘されているのは、「かつて事項分類がおこなわれていて、編綴自体がその分類に沿ってほどこされている場合」などの限られた場合はその事項に沿った整理が有効であろうが、「以上のごとき条件になれば、機構による分類に依拠するほかはない」という現実である。とはいえ、この時点では作成部課による分類は経験的には採用されていても、「本来ならば事項分類をすべき」といった考え方は根強くあったと思われる<sup>6)</sup>。しかし、これから8年後の1979年に発行された『日本古文書学講座』第11巻近代編IIIにおいて報告されている各地の行政文書保存の状況をみると、作成部課別の分類や作成時の秩序を尊重した整理といった方法が定着をみせてきている<sup>7)</sup>。さきの鈴江氏の発言など、現場の経験が蓄積されてきた成果であろう。なお、同書の国立公文書館の項では、同館が「出所の原則」にのっとって整理していると明記するなど、すでに理論面からのアプローチも始まっていた<sup>8)</sup>。

このように、実態としては作成部課別整理は行われており、理論も紹介されつつはあったが、それが広く「出所原則」「原秩序の尊重」といった用語で表現されて積極的に評価されるようになり、一般に定着していったのが1980年代であると考えられる。行政文書の整理に関する議論は、こうして共通の用語をもつことにより、一段階進んだと言えよう。すなわち、それまでは各館独自

に経験的に整理方法をくみたててきたために、それぞれの理論は所蔵史料の性格・残存状況に拘束されていたのが、これ以後はまずあるべき方法論が共通に認識され、自らの所蔵史料の整理にあたってはその理論をどう応用すればよいか、というアプローチをとるようになったからである<sup>9)</sup>。このように原則が共通認識となったからこそ、埼玉県市町村史編さん連絡協議会が「地域文書館の設立に向けて 2：行政文書の収集と整理」<sup>10)</sup>で一定の整理方法を提示することが可能となったのだと言える。しかしながら、こうして原則が共通認識となって各館における整理のマニュアルづくりが進んだためか、逆に最近は行政文書の編成や記述に関する積極的な議論は下火になっている。

そうした中で、最近の大きな成果としては、北海道立文書館の「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」（青山英幸氏・石川淳氏・山田正氏・吉田千絵氏が実験を行い、青山氏がまとめたもの）<sup>11)</sup>が挙げられる。従来の研究成果との関連からいえば、この論考は実験として行うことで純粋に理論的な編成・記述が可能となり、現実の制約から自由でなかったこれまでの各館の事例報告とは一線を画すものといえる。本稿のテーマでもあるISAD (G) を採用した事例として最初のものであることは、言うまでもない。

以上のごとく、行政文書の編成・記述については、「出所原則」「原秩序の尊重」という原則を共通認識とすることは定着した。同様に、文書のまとまりには階層構造が内在しているという考え方や、記録のライフサイクルという言葉も共通理解となっていると言えよう。しかし、それらはまだ漠然とした概念にすぎず、それにもとづいて現実にもどのように文書を編成していくのか、という点になると、現場の事例報告の域をいまだ脱しておらず、行政文書に普遍的に適用する具体的な方法論は確立していない。こうした状況であるので、今回の実験はISAD (G) のひとつの適用例を提示することが目的ではあるが、行政文書の編成・記述に関する一般的な問題点についても併せて整理したい。

### 3 「第3回アジア競技大会」史料記述実験

#### (1) 実験素材の選定および現状

今回、行政文書をISAD (G) によって記述する実験に際しては、東京都公文書館所蔵の「第3回アジア競技大会」組織委員会史料（以下「アジア大会史料」と略称する）を素材とした。

素材を選ぶにあたっては、可能な限り時代の新しいものを探した。その理由は第一に、現在あるいは今後の行政文書の整理・記述システムを考えるためには、現在の文書を扱うのが最も現実的であると考えたからであり、第二には、諸家文書との対比という観点から記述を試みる以上、編成を支えるためのいわゆるメタ・データが正確に得られることが最も重要であって、最近の文書であればそれが期待できるからである。実際に行政文書の整理にあたる立場にはなく、一閲覧者として史料を利用しようとする筆者にとっては、30年原則を考えても、昭和33年に開催された大会の文書が整理済みで公開されているというのは大変ありがたいことであった。また、この史料は残り方・分量・公開度からいっても、史料群全体を見渡すのに非常によい条件にあった。

なお、ここで、アジア大会史料は大会開催にあたった組織委員会の史料であるので、厳密には行政文書の範疇に入らないということを断っておく必要であろう（それが東京都に行政文書として入った経緯に関しては以下に述べる）。従って、本稿の副題である「行政文書の場合」という定義からすればアジア大会史料を素材としたことには問題があるかもしれないが、文書作成をふくめた組織運営事務は東京都の一般行政事務に準じた方法をとっていたこと、そのため、組織およびそれぞれの事務分掌が正確に判明することから、行政文書と同様に扱ってよいと判断した。逆にいえば、行政組織以外の組織でも、作成者が組織的に文書を作成し保存していれば行政文書と同様の性格をもつ文書が蓄積されるので、それらを総じて例えば「公的組織体文書」などという表現も可能かとも考えるが、むやみな造語は慎むべきであると考え、また煩雑である

ので、あえて行政文書という言葉で統一した。

さて、史料の概要について述べることは、それ自体が記述の一部であるから、添付記述例を参照していただきたいが、東京都公文書館における整理と、筆者の個人的な実験としての編成・記述との混同をさけるため、多少重複を承知で、ここで公文書館における現状をまとめておく。

既述のごとく、アジア大会史料は、東京都や日本体育協会が中心となって結成した「第3回アジア競技大会組織委員会」の文書であるので、本来的には東京都の公文書ではない。それが東京都公文書館に入った経緯については必ずしも明らかではないが、以下の程度の推測は可能である。一つには、大会報告書によれば、組織委員会として作成するはずであった報告書は結局実質的に都の職員のみが細々とまとめざるをえない状況になったとのことであり、あるいはその資料として手元に置いておいた文書が、そのまま東京都に残ったのかもしれない。また、そもそもこの大会はその後の東京オリンピック立候補をにらんで開催されたものであり、アジア大会と東京オリンピックは連続したものとして受け止められていたことは、帳簿類や新聞切り抜きなどにオリンピック関係のものがかなり含まれていることから、明らかである。こうしたこともあって、アジア大会終了後もオリンピック関係事業にからんでこれらの文書が手元に置かれていたと考えるのが自然であろう。いずれにせよ、最終的には、アジア大会準備着手時点で事務を担当した外務室およびオリンピック準備局の双方を後継した生活文化局の文書として、東京都公文書館へ引き継がれた。東京都公文書館では引継時点での原局名で文書を管理しているので、アジア大会史料は生活文化局の史料として分類されている。

公文書館では、すべてをマイクロフィルム撮影したうえで、原本を製本・配架している。請求は製本後の簿冊単位であり、請求番号は受入時の簿冊秩序を尊重した一連番号に書架番号を組み合わせたものである（M01-1-1といった記号）。ただし、受入時にすでに原秩序は崩れていたと考えられ、例えば一連の原議綴りがとびとびになっているなど、現在の請求番号を追っただけでは作成

時の状況はみえてこない。また、製本の際にはもとの簿冊を合冊したり逆に分冊したりしているので、現在の簿冊数は作成時の簿冊数とは一致しない(ただし、元の簿冊の表紙内容を転記した用紙は添付してあるので、元の形態を追うことは可能である)。このように、現在の編成は、受入時の「現秩序」は尊重されているものの、作成時の「原秩序」は再構成されていないといえる。

検索手段は、閲覧室備え付けの件名目録である。これは各件名を年度毎に分け、さらにその中で作成部課毎にまとめて一覧表にした、データベースからのプリントアウトである。アジア大会史料は、昭和30年度から39年度にかけての生活文化局の項目から探す。

## (2) 実験の手順

まず考えなければならないのは、フォンドの設定である。東京都公文書館における現状を尊重すると、引継部局である「生活文化局」がフォンドとなり、今回扱った史料は、その前身でアジア大会関係事務を担当した外務室及び後継の広報渉外局の担当業務のひとつ「アジア大会関係」ということでシリーズレベルになる、と考えることも可能かもしれない。しかし、史料の伝来を考えたときに、もとは別組織であったアジア大会組織委員会というものはやはりフォンドとして捉えるべきであろう。いうまでもなく現在東京都公文書館に保存されているアジア大会関係の史料すべてがひとつのフォンドとして捉えられるのではなく、純粋に都の事務として作成され保存されている関係文書は、組織委員会史料とは別に都の行政機構のなかに位置付けられ、おそらくはその担当部局で1シリーズを構成することとなる。

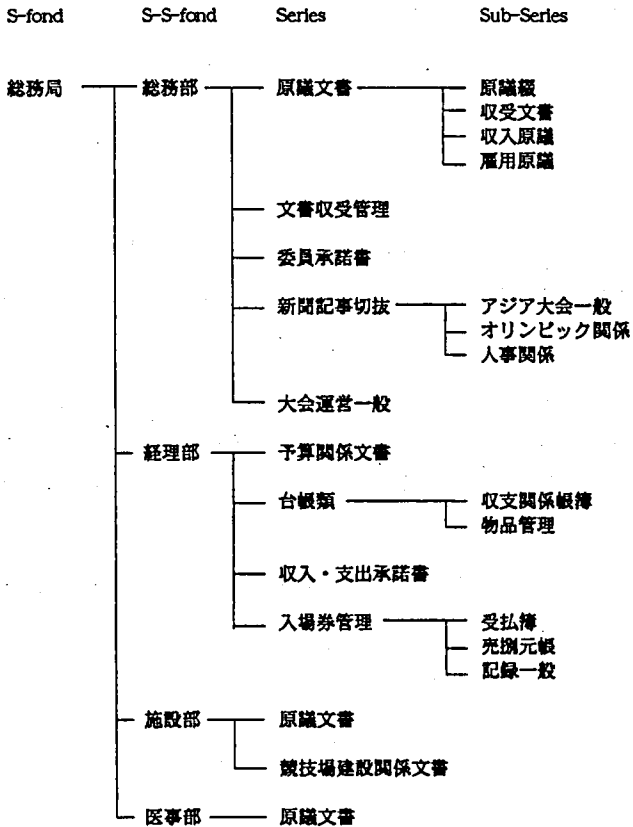
実験においては、オリジナルの簿冊1冊を1ファイルとし、フォンドレベルからファイルレベルまでを編成・記述した。全体構造を把握するために全簿冊を確認し、編成した(図参照)が、具体的な記述例としては、そのうち総務局(サブ・フォンド)の総務部(サブ・サブ・フォンド)の文書を次頁に掲げた。ただしこれも冗長を避け、一部は省略した。

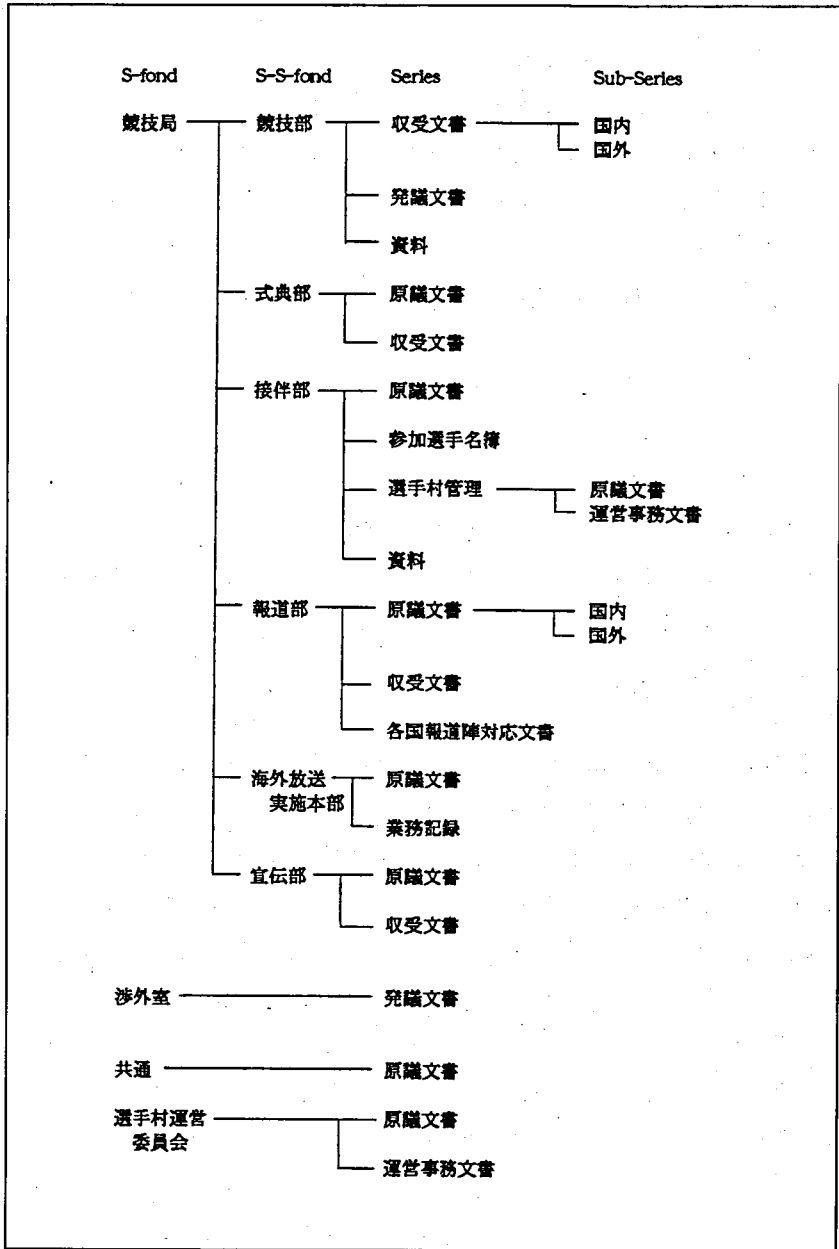
今回記述に用いたレファレンス・コードは、筆者の創作である。オリジナル



〈図〉

アジア大会史料 階層構造図





の簿冊もそれぞれに「ト401/01/04」など、公文書館移管時に与えられた識別用の記号を伴っているが、これは、既述のごとく、原秩序が崩れてから使用されたものである。このままでは史料群の階層性を表現するものとしてのレファレンス・コードとしては使用できない。あらたにレファレンス・コードを作成するにあたっては、フォンドからシリーズまではそれぞれの名称の頭文字をとってつなげ、サブ・シリーズ以下は番号で表記した。例えば、フォンド＝第3回アジア競技大会組織委員会史料、サブ・フォンド＝総務局、サブ・サブ・フォンド＝総務部、シリーズ＝総務部原義文書、であれば、「3ア組/総/総/原」となる。こうした階層性を表現するレファレンス・コードの提示としては、前項でもふれた箱館奉行文書の例が先に提示されているが、そこではアルファベットと数字を使用している。しかし、数字を多くすると煩雑であるし、一瞥したのみではその示すところの階層性を理解しづらいと感じた。そこで、表意文字の特性を利用して省略には漢字を用いることとし、数字での表現はサブ・シリーズ以下にとどめた。このように表記することで、ある記述がどのような位置づけにあるのかが、比較的容易に把握できるかと思う。また、ISAD (G) の規定によれば、レファレンス・コードは、国の略号 (JapanをJPとした) と館の略号 (Tokyo Metropolitan Archivesを仮にTMAとした) を伴うこととなっているが、煩雑であるので、これらはフォンドレベルのみに記載した。

記述の表記方法は、一覧表形式にこだわった結果階層構造を簡潔に表現できなかった前回の実験の反省にもとづき、箱館奉行文書の記述実験の成果、あるいは『史料館所蔵史料目録第64集 山梨県下市町村役場文書目録 (その1)』<sup>22)</sup> における試みなどに学び、テキスト型をとることとした。テキスト型の目録は、いまだ適切な表現方法についての検討が十分ではないし、定着しているとはいいがたいが、今後階層構造の表現を重視した記述を行うためには、ひとつの有効な表現方法として検討する必要がある。

基本的にはISAD (G) の各要素のうち、記述すべき情報があるもののみを選んで、縦に順に記述したが、表題とレファレンス・コード、またファイルレ

ベルでの規模の要素は、独立させた扱いとしてみた(目録中太字の部分)。これは、史料請求時に利用者の最も欲しい情報がざっと目を通した時に目につきやすいように、という考えからである。

### (3) 実験成果の提示

こうした手順をふまえて作成した目録は、次のような形態になった。

なお、繰り返し述べるが、ここに掲載する目録は筆者が一閲覧者として史料を利用したうえで個人的に作成したものである。記述するにあたっては、年代情報や内容などについては史料そのものや大会報告書などを参考にして事実を記述するよう努めたが、編成・ファイルレベル以外の表題・レファレンス・コードはまったく今回の実験に際して創作したものであって、所蔵者である東京都公文書館の方針とは無関係である。従って、言うまでもなく、実際の利用にあたっては公文書館の閲覧室での指示に従う必要がある。

フオンド

第3回アジア競技大会史料

包含資料の件 1955.10.23 - 1964

成年月日

規模

作成者名跡

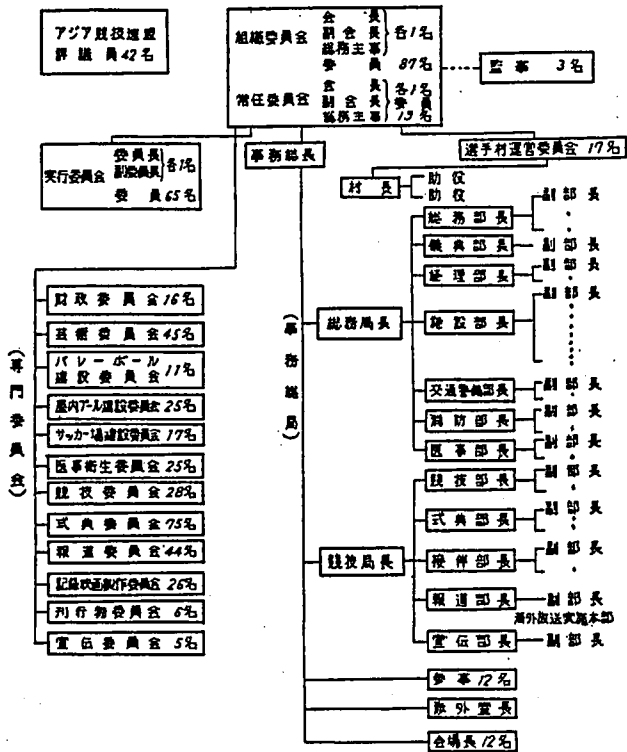
組織歴

251冊

第3回アジア競技大会組織委員会

アジア大会は1951年インドのデリーで第1回大会が開催され、4年に1度の開催が定率によって定められている。日本は、1960年のオリンピック大会東京誘致の計画があったことから、IOCに東京を紹介するためにはアジア大会を開催することが必要であるとして、第3回大会の誘致を立候補した。1952年には第3回大会は日本で開くことがアジア競技連盟評議員会総会で決定され、続いて1954年のマニラにおける第2回大会において東京開催が正式決定した。大会開催準備にあたる組織委員会の結成に先だつては、当初は財団法人日本体育協会と東京都外務局が事務にあつた。その後、東京都は大会関係事業を主催団体として執行援助することを決定し、組織委員会は東京都、日本体育協会、文部省、建設省およびその他関係機関からそれぞれ人員を出して構成することが決定され、1956年12月19日付で正式に発足した。組織委員会事務局の構造は次の組織図のとおりである。各部署の業務については、該当部署の記述 (Sub-Fond及びSub-Sub-Fondレベル) を参照のこと。

JP/TMA/37組



(『第3回アジア競技大会報告書』より引用)

〔国際標準記録史料記述 (一般原則)〕適用の試み (森本)

|                   |  |
|-------------------|--|
| 年代域               | 競技大会は1958年5月24日から6月1日に実施された。組織委員会はその後も事後処理にあたったが、業務がそのままオリンピック準備へとつながったものもあり、現在のところ、正式な組織委員会解散日は不明である。   |
| 伝来                | 1955-1964<br>文書は組織委員会で作成・管理され、報告書の編纂を終えて、東京都公文書館に一括して引き渡された。本史料群は、東京都としては外務省が大会準備段階から事務にあっていたことから、その後総務局である生活文化局の文書として位置づけられている。   |
| 資料入手先             | 組織委員会より収集  |
| 範囲と内容             | 第3回アジア競技大会組織委員会の作成・収受した文書。文書を作成・管理していたのはほぼ事務総局のみと考えられるが、選手村運営委員会の文書も確認できる。内訳としては総務部・経理部の文書を中心として各部の原簿が多い。儀典部・交通警備部・消防部については文書が確認できない。  |
| 評価・廃棄             | 組織委員会で保存文書を選別したと思われる。公文書館では評価選別は行っていない。  |
| 追加受入              | 完結済  |
| 整理の方法             | 組織委員会の組織を尊重して部局別に分け、さらにそれぞれの業務別にシリーズ分けして整理した。各サブ・フォンドおよびサブ・サブ・フォンドの配列は、前掲の組織図の順序にならなかった。なお、一部複数部の文書が合綴されている簿冊があるが、それは例外的に独立のサブ・フォンドを設けた。   |
| 法的位置付             | 製本の部合から、オリジナルの簿冊が複数冊合綴あるいは分冊されていることがあるので、現状の簿冊数はオリジナルの簿冊数とは一致しない。  |
| 利用条件              | 東京都公文書館所蔵資料  |
| 著作権・複写に伴う条件       | 基本的にはマイクロフィルムによる閲覧だが、場合によっては原本閲覧も可能。一部非公開。館全体の規則に準ずる   |
| 使用言語              | 日；英；仏；タイ；ベルシヤ。以下の各記述において、とくに記されていない場合は日本語のみ。   |
| 検索手段              | 本目録、および、閲覧査入付けの件名目録  |
| 関連する記述            | 1960年開催の東京オリンピック史料   |
| 単位                |  |
| 出版情報              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回アジア競技大会組織委員会発行『第3回アジア競技大会報告書』（昭和34年5月31日発行）</li> <li>・準備期間中の報告として『アジア競技大会会報』（全16号）および英文会報『3rd Asian Games Bulletin』（全7号）。これらの会報類は印刷見本として総務部原簿に挟み込まれている。これらを綴じ込んでいる簿冊には、発番の項目にその旨を記した。</li> <li>・東京都編纂発行『東京都職制沿革』（平成8年3月）</li> </ul> |
| <b>サブ・フォンド</b>    |  |
| 総務局作成文書           | 37組/総  |
| 包含資料の             | 1952.6.19 - 1964   |
| 作成年月日             |  |
| 規模                | 175冊   |
| 作成者名称             | 総務局  |
| 組織歴               | 組織委員会に関する一切の事務をつかさどる事務総局のなかで、総務を担当する局。下部組織として、総務部・儀典部・経理部・施設部・交通警備部・消防部・医事部がある。  |
| 整理の方法             | 一部、総務局の文書が競技局の文書と合綴されているものがある。それは両局からはずして共通の項を設けたため、利用に際してはそちらも確認のこと   |
| 利用条件              | 一部非公開文書あり  |
| 使用言語              | 日；英；タイ；ベルシヤ  |
| <b>サブ・サブ・フォンド</b> |  |
| 総務部作成文書           | 37組/総/総  |
| 包含資料の             | 1952.6.19 - 1961.12.1  |
| 作成年月日             |  |
| 規模                | 102冊   |
| 作成者名称             | 総務部  |
| 組織歴               | 総務局に属し、その事務分掌は次の通りである；文書の収受・配布・編纂および保存に關すること、文書の審査に關すること、人事および給与に關すること、経費程に關すること、公印に關すること、会議に關すること、大会報告書および稽記録の作成に關すること、総合企画に關すること、契約に關すること、物品の出納に關すること、選手団の出入国手続  |

範囲・内容 に関すること、IOC総会に関すること、補助金に関すること、会場内施設の使用料に関すること、その他他館に属しないこと。  
 内容は、原簿文書・文書収受管理・委員承諾書・新聞記事切抜・大会運営一般に分けられる。それぞれの内容については該当シリーズをみよ。  
 使用言語 日；英；タイ；ベルジャ

シリーズ

**総務部原簿文書** 3ア組/総/総/原  
 包含資料の作成年月日 1952.6.19 - 1959.6.17  
 資料の規模 46冊  
 文書作成年月日 1952.6.19 - 1959.6.17  
 範囲・内容 内容は一般原簿編、収受文書原簿、収入原簿、雇用原簿に分けられる。それぞれの内容については該当サブ・シリーズをみよ。  
 使用言語 日；英

サブ・シリーズ

**一般原簿編** 3ア組/総/総/原/1  
 包含資料の作成年月日 1952.6.19 - 1959.6.17  
 資料の規模 42冊  
 文書作成年月日 1955.12.24 - 1959.6.17  
 範囲・内容 総務部作成の種類の原簿を基本的に文書番号順に編じたもの  
 使用言語 日；英

ファイル

**第3回アジア競技大会関係原簿編（1冊）** 3ア組/総/総/原/1-1  
 包含資料の作成年月日 1952.6.19 - 1957.11.8（主として1956年8~12月）  
 文書作成年月日 1955.12.24 - 1957.1.17（主として1956年8~12月）  
 内容・範囲 組織立ち上げ関係書類全般（発会式議事録、予算・決算、規程類、委員名簿）及び事業関係事務書類全般（物品納入関係等）  
 使用言語 日；英

**昭和32年 原簿編 1~100（2冊）** 3ア組/総/総/原/1-2  
 包含資料の作成年月日 1953.6.19 - 1957.10.2（主として1957年2~4月）  
 文書作成年月日 1957.1.11 - 1957.10.2（主として2~4月）  
 内容・範囲 組織運営関係全般（議事録、組織委員名簿、大会運営計画、物品納入等）一部非公開  
 利用条件 一部非公開  
 使用言語 日；英  
 覚書 文書番号69までとそれ以降で分冊；第1冊に「第三回アジア競技大会組織委員会規約」、第2冊に「第三回アジア競技大会組織委員会規約規程集」、"3rd Asian Games Bulletin", No.1 (September 1956)を綴じ込み

**昭和32年 原簿編 101~200（1冊）** 3ア組/総/総/原/1-3  
 包含資料の作成年月日 1957.1 - 1958.1.10（主として1957年3月~6月）  
 文書作成年月日 1957.3.30 - 1958.1.10（主として1957年3月~6月）  
 範囲・内容 事業関係書類全般（組織委員会議事録・委員会名簿・組織図類、物品納入関係書類等）一部非公開  
 利用条件 一部非公開  
 使用言語 日；英  
 覚書 「アジア競技大会会報」第1号、「第三回アジア競技大会規約規程集」、を綴じ込み

**昭和32年 原簿編 201~300（1冊）** 3ア組/総/総/原/1-4  
 包含資料の作成年月日 1957.3 - 1957.11.28（主として6~8月）  
 文書作成年月日 1957.4.25 - 1957.11.28（主として6~8月）  
 範囲・内容 事業関係書類全般（予算決算書類、物品納入関係書類等）  
 覚書 "Progress Report on the Preparations for III Asian Games, Tokyo, 1958" (June 15th, 1957), 「アジア競技大会会報」第3号、「第三回アジア大会組織委員会常任委員」名簿、を綴じ込み

- 昭和32年 原簿綴 301~400 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-5  
 包含資料の作成年月日 1957.2.11 - 1958.3.20 (主として1957年8~10月)  
 文書作成年月日 1957.7.31 - 1957.12.20  
 範囲・内容 事業関係書類全般(予算・決算書類、経理簿、物品納入関係書類等)  
 使用言語 日;英  
 覚書 「第三回アジア競技大会組織委員会事務総局経理規則」、「3rd Asian Games Bulletin」, No.6 (May 1957)、同No.4 (September 1957)「第三回アジア競技大会規約規程集」、を編じ込み
- 昭和32年 原簿綴 400~450 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-6  
 包含資料の作成年月日 1957.7.15 - 1958.2.15 (主として1957年10~12月)  
 文書作成年月日 1957.10.4 - 1958.2.26(主として1957年10~12月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(経理簿、物品納入関係書類等)  
 使用言語 日;英  
 覚書 「アジア競技大会会報」第5号、「Progress Report」(October 1957)、「第三回アジア競技大会の開催準備について」(昭和32年10月26日、中間報告書)を編じ込み
- 昭和32年 原簿綴 451~500 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-7  
 包含資料の作成年月日 1957.8.14 - 1957.12.27 (主として11月)  
 文書作成年月日 1957.9.6 - 1957.12.27 (主として11月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(大会運営計画、物品納入関係書類等)  
 使用言語 日;英
- 昭和32年 原簿綴 501~549 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-8  
 包含資料の作成年月日 1957.11.16 - 1958.2.26 (主として11~12月)  
 文書作成年月日 1957.11.16 - 1958.2.26 (主として11~12月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(大会運営計画、予算関係書類、入場券頒布、物品納入関係書類等)
- 昭和32年 原簿綴 551~601 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-9  
 包含資料の作成年月日 1957.8.29 - 1958.3.30 (主として1957年12月)  
 文書作成年月日 1957.8.29 - 1958.3.1 (主として1957年12月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(大会運営計画、物品納入関係書類等)
- 昭和33年 原簿綴 1~50 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-10  
 包含資料の作成年月日 1956.8.6 - 1958.7.1 (主として1958年1月)  
 文書作成年月日 1958.1.7 - 1958.7.1 (主として1月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(予算決算書類、物品納入関係書類等)  
 使用言語 日;英  
 覚書 「3rd Asian Games Bulletin」, No.5 (December 1957)、「アジア競技速型憲章・大会競技要綱」、を編じ込み
- 原簿綴 51~99 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-11  
 包含資料の作成年月日 1957.2.28 - 1958.8.23 (主として1958年1~2月)  
 文書作成年月日 1958.1.24 - 1958.8.23 (主として1~2月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(施設工事、物品納入関係書類等)  
 使用言語 日;英
- 昭和33年 原簿綴 100~150 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-12  
 包含資料の作成年月日 1958.2.4 - 1959.2.10(主として1958年2月)  
 文書作成年月日 1958.2.4 - 1958.11.29(主として2月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(物品納入、入札契約等)
- 昭和33年 原簿綴 151~199 (1冊) 3ア組/総/総/原/1-13  
 包含資料の作成年月日 1958.1.21 - 1958.11.21 (主として2月)  
 文書作成年月日 1958.1.21 - 1958.11.21 (主として2月)  
 範囲・内容 事業関係書類全般(大会運営計画、予算決算書類、物品納入関係書類等)  
 使用言語 日;英



昭和33年 原簿編 200～289（1冊） 3ア組/総/総/原/1-14  
 包含資料の作成年月日 1957.2.8 - 1958.8.15  
 文書作成年月日 1958.2.25 - 1958.8.15  
 範囲・内容 事業関係書類全般（大会運営計画、物品納入関係書類等）  
 使用言語 日；英  
 覚書 「アジア競技大会会報」第6号を綴じ込み

（ 中略 ）

サブ・シリーズ

収受文書 3ア組/総/総/原/2  
 包含資料の作成年月日 1956.11.12 - 1958.12.26  
 規模 2冊  
 文書作成年月日 1957.1.12 - 1958.12.26  
 範囲・内容 総務部の収受文書。年度別に綴じたもの

ファイル

昭和32年 原簿編 収受（1冊） 3ア組/総/総/原/2-1  
 包含資料の作成年月日 1956.11.12 - 1958.7.1  
 文書作成年月日 1957.1.12 - 1958.7.1  
 範囲・内容 大会開催全般に関する、各所より組織委員会宛申し入れ等、文書番号1～70  
 及び供覧文書。  
 使用言語 日；仏；英

昭和33年 原簿編 収受（2冊） 3ア組/総/総/原/2-2  
 包含資料の作成年月日 1958.1.16 - 1958.12.26  
 1958.1.17 - 1958.12.26  
 文書作成年月日 1958.1.17 - 1958.12.26  
 範囲・内容 事業関係及び大会終了後の事務書類（選手団等受入、会場運営、事務総局部  
 長会記録、物品納入及び処分、感謝状作成等）。文書番号2～142及び供覧  
 一部非公開  
 利用条件 日；英；タイ；仏；ベルシャ  
 使用言語 文書番号110までとそれ以降で分冊  
 覚書

サブ・シリーズ

収入原簿 3ア組/総/総/原/3  
 包含資料の作成年月日 1958.1.28 - 1958.12.25  
 規模 1冊  
 文書作成年月日 1958.1.28 - 1958.12.25  
 範囲・内容 総務部の収入に関する文書

ファイル

昭和33年 収入原簿編 総務部（1冊） 3ア組/総/総/原/3-1  
 包含資料の作成年月日 1958.1.28 - 1958.12.25  
 文書作成年月日 1958.1.28 - 1958.12.25  
 範囲・内容 入場券前売、補助金、広告料等の収入収支・決定

サブ・シリーズ

雇用原簿 3ア組/総/総/原/4  
 包含資料の作成年月日 1957.5.30 - 1958.12.18  
 規模 1冊  
 文書作成年月日 1957.5.30 - 1958.12.18  
 範囲・内容 組織委員会運営のための雇用に関する文書  
 利用条件 一部非公開

ファイル**第3回アジア競技大会 事務総局雇用原簿編 (1冊)**

3ア組/総/総/原/4-1

包含資料の作成年月日 1957.5.30 - 1958.12.18  
 文書作成年月日 1957.5.30 - 1958.12.18  
 範囲・内容 事務総局職員の雇用に関する書類全般  
 利用条件 一部非公開

シリーズ**文書収受管理**

3ア組/総/総/文

包含資料の作成年月日 1958.2.10 - 1958.6.10  
 規模 1冊  
 文書作成年月日 1958.2.10 - 1958.6.10  
 範囲・内容 文書収受業務に関する文書

ファイル**文書収受簿 (1冊)**

3ア組/総/総/文/0-1

包含資料の作成年月日 1958.2.10 - 1958.6.10  
 文書作成年月日 1958.2.10 - 1958.6.10  
 範囲・内容 文書収受件名及びその処理過程記録

シリーズ**委員承諾書**

3ア組/総/総/委

包含資料の作成年月日 1957.2.1 - 1958.5.13  
 規模 14冊  
 文書作成年月日 1957.2.1 - 1958.5.13  
 範囲・内容 各委員会委員を引き受けるにあたっての承諾書及び各委員名簿

ファイル**資料 承諾書 (式典委員会) (1冊)**

3ア組/総/総/委/0-1

包含資料の作成年月日 1957.9.1 - 1958.3.7  
 文書作成年月日 1957.9.1 - 1958.3.7

**資料 承諾書 (競技委員会) (1冊)**

3ア組/総/総/委/0-2

包含資料の作成年月日 1957.2.9 - 1957.12.17  
 文書作成年月日 1957.2.9 - 1957.12.17

**資料 承諾書 (バレーボールコート建設委員) (1冊)**

3ア組/総/総/委/0-3

包含資料の作成年月日 1957.10.8 - 1957.11.2  
 文書作成年月日 1957.10.8 - 1957.11.2

**資料 承諾書 (記録映画製作委員) (1冊)**

3ア組/総/総/委/0-4

包含資料の作成年月日 1958.5.8 - 1958.5.13  
 文書作成年月日 1958.5.8 - 1958.5.13

《 中略 》

シリーズ**新聞記事切抜**

3ア組/総/総/新

包含資料の作成年月日 1958.7 - 1961.12.1  
 規模 30冊  
 範囲・内容 アジア大会およびオリンピックに関する切り抜きを中心として、人事異動に関するものもあり

サブ・シリーズ**アジア大会一般**

3ア組/総/総/新/1

包含資料の作成年月日 1958.5.7 - 1958.6.2  
 規模 10冊  
 範囲・内容 第三回アジア大会関係新聞及び記事切り抜き帳

ファイル

資料（第3回アジア競技大会新聞切抜）（1冊） 3ア組/総/総/新/1-1  
 包含資料の作成年月日 1958.5.7 - 1958.5.8

資料（第3回アジア競技大会新聞切抜、施設）（1冊） 3ア組/総/総/新/1-2  
 包含資料の作成年月日 1958.5.7 - （大会後）

資料（第3回アジア競技大会新聞切抜、概要）（1冊） 3ア組/総/総/新/1-3  
 包含資料の作成年月日 1958.6.2 - （大会後）

資料（第3回アジア競技大会新聞切抜、運営）（1冊） 3ア組/総/総/新/1-4  
 包含資料の作成年月日 1958.5.7 - （大会後）

資料（第3回アジア競技大会新聞切抜、競技）（1冊） 3ア組/総/総/新/1-5  
 包含資料の作成年月日 （大会後）

資料（第3回アジア競技大会新聞切抜、水上）（1冊） 3ア組/総/総/新/1-6  
 包含資料の作成年月日 （大会後）

《中略》

サブ・シリーズ

オリンピック関係 3ア組/総/総/新/2  
 包含資料の作成年月日 1959.1 - 1961.10.23  
 規模 19冊  
 範囲・内容 オリンピック関係新聞記事切り抜き帳。特にローマ五輪に放ったものもあり

ファイル

資料（オリンピック関係新聞切抜）34年1月～5月（1冊） 3ア組/総/総/新/2-1  
 包含資料の作成年月日 1959.1 - 1959.6.1

資料（オリンピック関係新聞切抜）34年5月～8月（1冊） 3ア組/総/総/新/2-2  
 包含資料の作成年月日 1959.5.27 - 1959.8.21

《中略》

資料（オリンピック関係新聞切り抜き）36年6月10日～36年8月5日（1冊） 3ア組/総/総/新/2-17  
 包含資料の作成年月日 1961.6.10 - 1961.8.5

資料（オリンピック関係新聞切り抜き）36年8月5日～9月21日（1冊） 3ア組/総/総/新/2-18  
 包含資料の作成年月日 1961.8.5 - 1961.9.21

資料（オリンピック関係新聞切り抜き）36年9月21日～10月23日（1冊） 3ア組/総/総/新/2-19  
 包含資料の作成年月日 1961.9.21 - 1961.10.23

サブ・シリーズ

人事関係 3ア組/総/総/新/3  
 包含資料の作成年月日 1960.7.5 - 1961.12.1  
 規模 1冊  
 範囲・内容 オリンピック関係を中心とした、都人等異動の記事の切り抜き

ファイル資料(人事異動新聞切り抜き)35年・36年(1冊)  
包含資料の作成年月日 1960.7.5-1961.12.1

3ア組/総/総/新/3-1

シリーズ

## 大会運営一般

包含資料の作成年月日 1957.10.26-1960.5.9  
規模 11冊

3ア組/総/総/大

文書作成年月日 1958.4.30-1958.9.11

範囲・内容 関係者名簿類、原稿、案内状サンプルなど、総務部作成の種々の資料・文書

ファイル

## 大会役員用制服(ワイシャツ)受領書簿(1冊)

包含資料の作成年月日 1958.5.24-1958.9.11(主として5月)

文書作成年月日 1958.5.24-1958.9.11(主として5月)

範囲・内容 大会役員用ワイシャツ受領書

3ア組/総/総/大/0-1

## 第3回アジア競技大会資料 印刷物・パンフレット・ノート(現金)(1冊)

包含資料の作成年月日 1957.10.26

範囲・内容 パンフレット見本、入金記録帳、大会運営用資料

3ア組/総/総/大/0-2

## 33.4.30 東京都屋内プールコケラ落し 財界関係他(1冊)

包含資料の作成年月日 1958.4.30

文書作成年月日 1958.4.30

範囲・内容 招待者名簿

3ア組/総/総/大/0-3

## 業界名簿 No.1(1冊)

包含資料の作成年月日 不明

範囲・内容 業界別にまとめた名簿

覚書 「日本オリンピック後援会」兼使用

3ア組/総/総/大/0-4

## 業界名簿 No.2(1冊)

包含資料の作成年月日 不明

範囲・内容 業界別にまとめた名簿

覚書 「日本オリンピック後援会」兼使用

3ア組/総/総/大/0-5

## 名簿(1冊)

包含資料の作成年月日 不明

範囲・内容 個人を中心とした名簿

覚書 「日本オリンピック後援会」兼使用

3ア組/総/総/大/0-6

《後略》

## 4 実験結果の検討

### (1) ISAD (G) の適用に関して

前回の諸家文書の適用実験の経験から、とくに下位レベルの記述において ISAD (G) に不利用フィールドの多いことは想定していたので、その点については今回混乱することはなかった。また、今回実験を電算化と切り離して考え、あわせて一覧表ではなく記述形式をとったことで、データのある要素のみ表記しても不自然ではなく、無駄なスペースあるいはメモリーについては特に考える必要はなかった。

諸家文書の記述の際には大きな問題であった年代に関する記述要素については、行政文書の場合は ISAD (G) の定義に沿って記載することは格別の困難はなかった。すなわち、「記述単位に含まれる資料の作成年月日」は、文字どおり簿冊に含まれる資料すべての年月日を含むものと考え、各原議の添付資料の作成年月日も含めて範囲を確定し、一方、「記述単位の年代域」は原議書類のみから確定した。ただし、大枠ではこうした考え方で問題はないと思われるものの、より厳密に標準化を考えるためにはさらなる検討が必要である。例えば、「記述単位の年代域」に関して、今回は原議書類に記載される様々な日付（収受、起案、決済、施行）をすべて対象としたので、年代域のもっとも早いものは当然収受または起案日となり、もっとも遅いものは施行日となった。しかしあるいは行政の慣行から、文書の年代は決済日のみで管理したり起案日のみで管理したり、ということが考えられる。こうした慣行をふまえ、年代域確定基準を共通に築いていく必要がある。

しかし、この二種類の年代情報のうち、「資料の作成年月日」のほうが必須の記述要素とされていることには疑問を感じた。というのも、例えば添付資料の図面のひかれた日付は「資料の作成年月日」として記録されるが、はたしてそれは必須情報であろうか。行政文書の場合、こうした不規則な添付資料の情報よりも、年代域による管理のほうが中心になるべきではないだろうか。全体

の文書の流れを考えると、原議書類を伴う行政文書では年代域を記述必須要素とし、添付資料の情報を含むはばひろいものは、利用者の判断を助ける参考情報として位置づけるほうがわかりやすいように思われる。しかし一方で、新聞切抜帳のように初めから資料として作成され、起案などの日付を伴わないものもある。こうした史料の場合には、上記のような考え方で年代域は存在しない。前回の諸家文書の記述実験の際には「写」文書の年代情報の扱いについて問題のあることを指摘したが、その点ともあわせて、史料の管理にはどのような年代情報を採録し、そのうち何を中心とすることが望ましいのか、更なる議論が必要である。

上記のような年代情報の理解のしかたを含めて、ISAD (G) の要素設定がとくに諸家文書の記述には不十分であること、そのために標準を採用するにあたってある程度のカスタマイズの可能性について考えなければならないことは、前回の実験の際に指摘した。その後、ISAD (G) をもとにフィールド設定しているというオランダ国立公文書館 (Algemeen Rijksarchief) が中心となって進めている日本関係史料記述データベースの資料を見る機会があった<sup>13)</sup>。その記述システムにおいては、既設定の各エリアにも新たに必要な要素を加えるのみでなく、Custodian Area (所蔵者情報のエリア) という新たなエリアさえ設けており、全7エリア36要素から構成されている。これは、該プロジェクトが、自館所蔵史料のみを対象としたものではなく、オランダ全土に散在する日本関係史料についての記述を試みたものであることから、各所蔵機関情報をまとめておくことが特別に必要であったためと考えられる<sup>14)</sup>。前回の実験の際に紹介したイギリスのグラスゴー大学の解釈とあわせて考えると、このように標準採用時に適宜カスタマイズすることはすでに共通認識となっているといえるだろう。しかし、カスタマイズにあたっての「適宜」をどこまで許容するのか、という点については、国際標準化ということがどこまで可能であるのかという根本的な課題に関わることであり、今後さらに具体的な適用例およびそこで生じた問題をふまえて議論していかねばならない。

## （２）行政文書の階層構造表現

ISAD (G) は、記述対象史料が自らに内在する階層構造をふまえて編成されていることを前提としている、ということは本稿冒頭でも述べた。記述の要素について検討すべきISAD (G) 適用実験というテーマからは多少外れるが、この前提である編成についての共通理解のないままでは記述の標準化ははかれないので、ここで行政文書の編成に関する問題点を整理しておきたい。

さて、編成という観点から改めて現在の行政文書を見てみると、現時点では、階層構造はもとより対象史料の把握にかんして必ずしも公文書館/文書館としての理論的な分析に基づき、それを表現した編成・記述が徹底されているわけではない、ということが明らかとなった。この問題は、二つの点において表われている。

第一点は、コンテキスト情報（メタ・データ）の欠落である。

作成システムがはっきりしている行政文書では、そのシステムをふまえた検索が有効である。それは、利用者が作成者と同じ発想をすることによって、目指す史料に論理的にたどりつけるからである。そのためには、文書作成部署としてどのような組織があり、各々がどのような業務を行い、その結果どのような文書を作成しているのか、ということが利用者に示されなければならない。例えば、ある利用者が「第3回アジア競技大会にはどこの国が参加して、どのくらいの規模だったのだろう」と考えたとする。この疑問からいきなり特定の件名を思いつく利用者はまずないであろう。しかし「アジア大会史料」（＝フォンド）をみればよいだろうという想像はつき、運営にあたった組織の組織図や事務分掌（あるいはそれらを取り入れた上位レベルの記述）をみることで、参加選手の管理は競技局（＝サブ・フォンド）接待部（＝サブ・サブ・フォンド）が担当していたことがわかる。すると、接待部の史料のなかに「参加選手名簿」（＝シリーズ）というものがみつかるのである。また、そうした選手構成になった経緯については、もしかしたら同じ接待部の「原議綴」（＝シリーズ）に史料が綴られているかもしれない、とも連想できる。このように、コン

テキスト情報は利用者の漠然とした疑問をしばらくこんでいき、めざす史料へ導くために必要なものである。

現在、多くの公文書館/文書館において、行政文書は簿冊目録と件名目録を用意して閲覧者の利用に供している。これは一見、簿冊（ファイル）→件名（アイテム）というように文書の階層構造をふまえた検索手段であるように映るが、実はそれだけでは古文書の一括文書の中味を枝番号で処理したのと同じで、各史料間の関係にとくに配慮しない物理的な整理に過ぎない。コンテキスト情報のない件名目録から必要な史料を探し出すためにはすべてに目を通す以外に方法はなく、よしんばその手間をかけたとしても、利用者には拾い出したそれぞれの史料の相互関係を組み立てることは困難であろう。最近ではその反省から解題・解説などで組織変遷図や事務分掌などを記した目録が増えており<sup>15)</sup>、コンテキスト情報の提示を重視するようになってきている。しかし簿冊目録と件名目録を合体させて一冊の目録を作成するのではなく、例えば簿冊目録が冊子体で件名目録がカードであるなど両者が別個の目録形態をとっている場合、両者をつなぎ、さらに全体的なコンテキスト情報を文字化して提示するのは、容易ではない。このような場合は、レファレンスで対応するのが一般的であろう。レファレンスが重要であることは間違いないけれども、まずは利用者が自分で自分の疑問を論理的に整理していくために、コンテキスト情報を提示することは重要である。

第二点は、史料識別記号の付け方にみられる「現」秩序保存の傾向である。史料識別記号としては、受入年度、作成部課、文書番号などを組み合わせて付し、かつそれを唯一の記号として扱っている例をいくつか見たが、これらは出所原則あるいは原秩序への配慮とは言えるものの、公文書館/文書館として、所蔵史料を分析して把握するという点からいえば、いまだ不十分であろう。公文書館/文書館としての編成を表現する識別記号がレファレンス・コードになるが、その具体的な処理については、筆者も含めて今後十分に検討しなければならない。



以上のように、行政文書に関しては、階層構造の把握、原秩序の尊重、出所原則などについて公文書館/文書館で意識していることは明らかではあるものの、一定のシステムを完成させている現用段階での管理からどのように公文書館/文書館での管理システムに組みかえるべきなのか、という点についての議論ははまだ不十分であると思われる。研究史についてまとめた前段でも触れたように、整理マニュアルづくりは進んでいるが、次のステップとして、それらのマニュアル類を再度理論的に整理するための議論が必要である。

ISAD (G) の適用ということを契機に、行政文書の編成・記述の基本にあるこれら原則の消化方法をあらためて見直すことができるのではないだろうか。

### （3）コンピュータを利用した検索の可能性

コンピュータの利用については、諸家文書を対象にした場合と行政文書を対象にした場合では、現段階では分けて考える必要があると思われる。そして結論からいえば、行政文書に関しては、性急な電算化は利益よりも危険性の方が大きいと考える。

作成段階での秩序の確定が難しい諸家文書の場合には、整理者の判断によって編成がかなり変わってくる可能性があり、どの文書一点がどのサブ・フォンドやシリーズに組み込まれているか、ということについて、誰もが納得できる編成をすることは難しい。こうした性格の史料群を検索する場合には、一定の共通理解となりうる編成をたどっての検索以外に、キーワードを手がかりにして全データを網羅的に調べ、該当文書をピックアップしてくるような検索には有効性があるだろう。もちろんこの場合にも、筆者が前回の実験の際にも提言したように、一件の史料のキーワードに合致したからといってそのまま無加工で無秩序に検索結果を表示するのではなく、階層構造を利用者に理解させることが可能なシステムであることが最も望ましい。

これに対して、組織機構とそれぞれの事務分掌をふまえた論理的な検索が有効である行政文書では、こうした網羅的な検索の必要性は相対的に低い。行政文書に対しては、マニュアル段階での「論理的な検索」システムの構築が、諸

家文書の場合にも増して、最優先されるべきである。しかし現在は、前項で指摘したように、いまだ行政文書全般の分析とそれに基づく出所原則や階層構造の表現が十分に検討され、公文書館/文書館としての編成システムが理論的に整理できているとは言えない状態である。このような状況下で、安易にコンピュータの処理能力に頼ったテキスト網羅型の検索システムに流れると、行政文書のもつ論理的な構造はかえって検索の過程で破壊されてしまうことが危惧される。全件名をチェックしなんらかのキーワードに合致した件名を一覧表示する、という検索は、検索の考え方においては現在のコンテキスト情報ぬきの件名目録カードの検索と同じであり、行政文書のもつ体系的な情報を有効に利用するためには不十分であるといわざるをえない。

いうまでもなく、筆者はコンピュータの可能性を否定するものではない。行政文書に適応した論理的な検索を実現し、かつ、利用者が見落としていた関連史料を提示するための網羅的な検索機能も持つことが出来れば、まさにコンピュータで検索する価値があるといえる。また、一般的な電子情報の普及によって現用段階での管理が電算化される可能性や国際的な情報交換などを考えても、むしろコンピュータへの対応は不可欠である。すでに手軽に入手できるレベルのデータベースでも、その機能は格段に充実し、多角的な検索が可能になっており、今後公文書館/文書館で求める機能をもったコンピュータシステムを開発することは、技術的にそれほど困難なことではないであろう。しかし、繰り返すが、重要なのは考え方という意味でのシステムづくりであって、コンピュータの技術は基本的にその代替にすぎないということを認識することである。

## 5 まとめにかえて

今回は、前回の諸家文書にISAD (G) の適用を試みた実験の続編として、行政文書への適用実験をおこない、その結果をまとめたものである。適用そのものが諸家文書に比べてかなり容易であったことと、前回の実験にたいして様々な点で批評をいただき見直しをする機会に恵まれたこともあり、記述とし

てはいくぶん整理できたと考えている。それでも、行政文書に限っても、検討ははまだ十分ではない。今回は既に完結している小規模な史料群を対象としたが、現在も継続中の部局の変遷やシリーズの変化といったダイナミズムは、どのように具体的に表現されうるのか、それはISAD (G) の記述要素でわかりやすく表現できるのか、といったことを検討するためにも、さらに複雑な史料についての適用を試みなければならない。行政文書以外の史料群についての検討もさらに進めなければならないことは、言うまでもない。

ところで、ISAD (G) を行政文書に適用するという今回の実験をおこなって改めて考えさせられたのは、文書のライフサイクルを通じての管理とは何なのか、ということである。文書が公文書館/文書館へきちんと流れてこない、ということが差し迫った問題であることは間違いないが、文書が公文書館/文書館に間違いなく入ってくるシステムさえ作ればそれでライフサイクルを通じての管理が実現されたと言えるのかといえば、もちろんそうではない。

歴史資料として価値があって未来に残されるべき文書は、確かに最終保存施設にたどりつくことで物理的には「安泰」だといえるが、そこでそれら行政文書を生かすための公文書館/文書館としての理論をふまえた整理がなされなければ、決して本当の意味で安泰ではない。現用段階での作成部課名や分類を尊重しても、それだけではライフサイクルを通じての管理やアーカイバル・プリンシプルの実現をしていることにはならない。ある部署が組織替えによって名称を変えたり消滅して業務が他の部署に移ったときも、作成された文書が一連のものとして認識されるようにすること、ある事業・事件に関する文書が何年にもわたってばらばらに移管されたとしてもまとまったものとして認識されるようにすること、など、公文書館/文書館として、文書を受け入れて後に対応しなければならないこれらの知的な管理は、物理的に保護することと同じ様に重要なのである。ライフサイクル論は考え方としては定着したが、では現用段階での文書管理システムと公文書館/文書館における管理システムとを一連のものとして構築していく——すなわち行政文書を編成する——ためには具体的

にどうすればよいのか、これは今後の重要な課題のひとつである。

[注]

- 1) *General International Standard Archival Description*. International Council on Archives, 1993. この解説及び和訳は、『記録と史料』第6号(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1995年)に掲載。
- 2) 森本祥子「国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み:諸家文書の場合」(『史料館研究紀要』28号、1997年3月)
- 3) 水口政次「都道府県における文書保存・利用の現状と課題」(青山英幸・安藤正人編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学出版会、1996年)がこれまでの研究をふまえて最新の成果を提示したものと見える。同論文でこの問題に関する先行研究が紹介されているのでここでは繰り返さないが、このほかに現場からのレポートとして、福重綾子「地方自治体における公文書収集の現状と課題」(『歴史科学』136号)もつけ加えておきたい。
- 4) 原由美子「近代における地方行政文書保存関係資料 I~III」(埼玉県立文書館『文書館紀要』第2~4号、1987年3月~1990年3月)
- 5) 鈴江英一「府県庁文書の目録化と分類をめぐる」(国文学研究資料館史料館『史料館報』14号、1971年7月)
- 6) 前掲注5)における鈴江氏発言を含む、『史料館報』での議論から窺われる。関連論考は、原島陽一「県庁文書目録化に関する覚え書」(国文学研究資料館史料館『史料館報』13号、1971年3月)、同氏「県庁文書の分類について」(同上15号、1971年12月)。
- 7) 雄山閣出版刊『日本古文学講座 11 近代編III』(1979年4月)。ここで紹介されているのは、国立公文書館、外務省外交史料館、国文学研究資料館史料館、北海道総務部行政資料課、福島県文化センター歴史資料館、埼玉県立文書館、東京都公文書館、京都府立総合資料館、大阪市立図書館、山口県文書館、藤沢市文書館、である。
- 8) 前掲注7)に掲載の「5 文書館・公文書館の近代文書とその分類:国立公文書館」(永桶由雄著)。ただし、原秩序の尊重と考えるべき「各々の省庁が独自に行なってきた分類整理方法をそのまま用いること」を出所の原則と表現し、また出所の原則においては「公文書館の書庫において一定の行政組織単位ごとに区画を設け、各区画の中においては、公文書等がそれぞれの行政機関において現用に供されていたと

- きの保存順序に従って配列しなければならない」と、物理的にまとめて保存することを最も重視するなど、その理解は現在からすれば十分とはいいがたい。
- 9) こうした視点から報告されているものとしては例えば以下の論考が挙げられる。原由美子「行政文書整理試論――総目録台2集を編集して」（埼玉県立文書館「文書館紀要」創刊号、1985年8月）、佐藤勝巳「戸田市における行政文書整理試論――その方法と実践」（戸田市郷土博物館「研究紀要」4号、1989年）、竹林忠男「行政文書の整理と編成――史料整理基本原則の適用とその問題点」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会「記録と史料」5号、1994年9月）。
  - 10) 埼玉県市町村史編さん連絡協議会編「地域文書館の設立に向けて 2：行政文書の収集と整理」、ぎょうせい、1989年）
  - 11) 青山英幸「〈報告〉国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」（『北海道立文書館研究紀要』12号、1997年）。階層構造の表現方法等、この論考からは学ぶところが大変に多かった。
  - 12) 国文学研究資料館史料館編集兼発行、平成9年
  - 13) 国文学研究資料館史料館の文部省科学研究費補助金（国際学術研究）「在欧日本史料の所在と現状に関する調査」の一環としてオランダ調査（1997年9月）を行った際に、調査メンバーが入手した資料による。
  - 14) ただし、このCustodian Areaという発想は、問題なしとしない。というのも、所蔵者というのは史料群からすればフォンドの上位概念にあたるはずであり、記述の要素として考えることはできないはずだからである。ちなみに、このエリアに含まれる要素は、「Name of custodian」「Location of custodian」「Address of custodian」「Access time and conditions」「Holdings and description of custodian」「Publications on repository and holdings」「Note on custodian」「Update information on custodian」である。基本的にはこれはフォンドレベルの記述において、伝来あるいは利用条件などの該当要素で記されるべきものである。こうした情報をひとつのエリアにまとめて記したいと考えるのはこの特定のデータベースの意図を考えると理解できるが、果たしてそこまでのカスタマイズが許容されるのか、という点は検討しなければならないだろう。またこのエリア設定の考え方の背景には、本稿冒頭でも指摘した「記述レベル」と「記述の要素」の二者の混同、という問題も含んでいる。
  - 15) 例えば群馬県立文書館「群馬県行政文書件名目録」（平成9年3月現在で第9集まで発行済）、埼玉県教育委員会「埼玉県教育委員会行政文書総目録 第1集 埼玉県立文書館所蔵」（昭和62年3月発行）、また北海道立文書館「北海道立文書館所蔵資料

目録」のとくに11、12号（それぞれ1996年3月および1997年3月発行）などで、コンテキスト情報は史料理解に不可欠であるという考え方が明確に現れている。

【付記】

今回の実験を行うにあたっては、東京都公文書館整理閲覧係の水口政次氏および大日向孝史氏をはじめ、閲覧室に関わる方々に大変にお世話になりました。とくに、実験素材に適当な史料群を探す際に助言を下さり、また行政文書についてはまったくの素人である筆者に対し、行政文書の読み方といった基本的なことから始まり史料の伝来についての問い合わせなど度々のレファレンスに応じて下さった水口氏には、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、ISAD(G)の理解および行政文書の性質については記録史料情報管理論研究会の方々に様々な助言をいただきました。記して御礼申し上げます。